

資料 3

伊勢崎市記者会見資料

中小企業GX推進事業費補助金について

産業経済部商工労働課

市内で事業を営む者のエネルギー価格高騰による影響を緩和し、その事業の継続を支援するとともに、さらには従業員の賃上げ環境づくりに向けた支援を行うため、経済と環境の好循環を目指すグリーントランスフォーメーション(GX)経営に取り組むために設備投資を行う事業者を支援します。

1 申請期間 令和8年7月27日(月)から10月30日(金)まで

2 補助率及び補助上限額 下表のとおり

表明する賃上げ率	補助率	補助上限額
賃上げ表明なしの場合	1 / 3	100万円
2%以上 4%未満	2 / 3	200万円
4%以上 6%未満	2 / 3	300万円
6%以上	2 / 3	400万円

※ 事業主が従業員の代表者に対して表明する賃上げ率に応じて変動します。

3 対象経費 市内の店舗、工場、事務所等に事業のために設置する省エネ効果を認める以下の設備の導入に係る経費で、その工事費も含まれます。

空調設備、照明設備、給湯設備、冷凍冷蔵設備(ショーケースを含む)、変圧器、ボイラー設備、産業用モータ(圧縮機、送風機、ポンプ)、太陽光発電・蓄電設備、生産設備(工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)、自動車運送事業又は自家用有償旅客運送事業の用に供する自動車

4 その他

- ・電話による事前相談は6月8日(月)から専用コールセンターでお受けします。
- ・事業の詳細及び申請様式等は市のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 商工労働課 石原 TEL0270-27-2754
内線 3202